

民泊届出

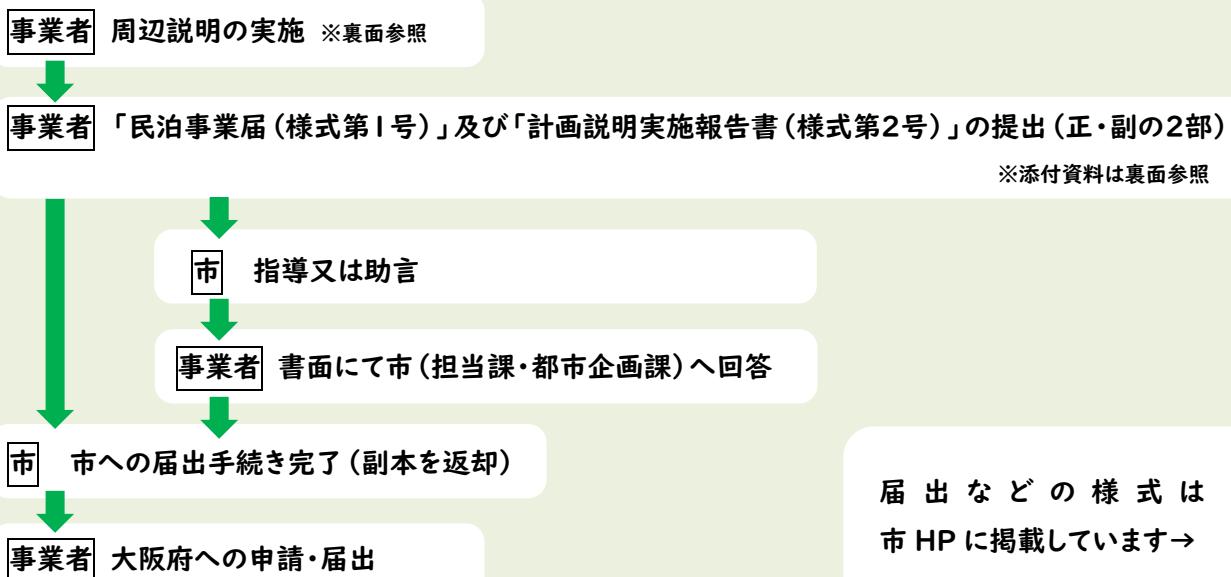
運営には届出が必要です！

令和8年2月1日施行「河内長野市民泊の適切な管理により良好な住環境を保全する条例」及び「同条例施行規則」により、河内長野市内において民泊を運営する場合は、大阪府への申請・届出に先立って周辺説明を行うとともに、本市への届出手続きが必要です。

◆届出が必要となる民泊（条例第2条）

- ・国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
- ・住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業

◆届出の流れ（条例第7条）



◆届出の窓口・問合せ先

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所（5階）

河内長野市 都市企画課 審査指導グループ

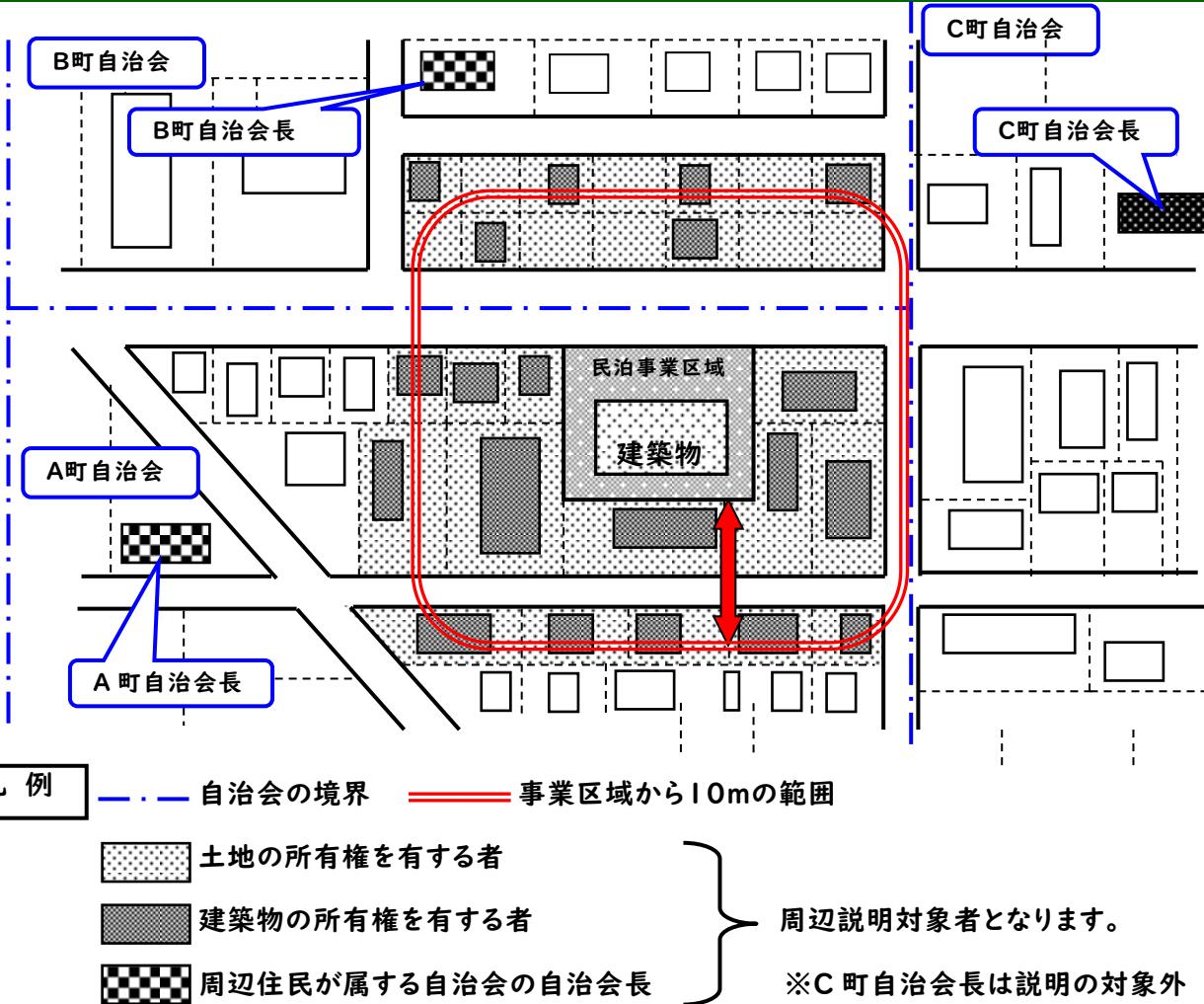
電話番号：0721-53-1111 メールアドレス：toshikikaku@city.kawachinagano.lg.jp

◆注意事項

- ・民泊事業届の提出後、事業内容に変更がある場合は、事業計画変更届（様式第3号）が必要です。なお、変更内容により再度周辺説明等が必要となる場合があります。
- ・届出手手続き完了後、事業を廃止する場合は民泊事業廃止届（様式第5号）が必要です。
- ・無届出で民泊を運営したり、市の指導に従わない等の場合、事業者への勧告や公表を行います。



◆周辺説明範囲



◆提出書類(2部)

- 民泊事業届(様式第1号)
- 委任状 ※手続きを委任する場合
- 位置図(方位、地形、事業区域を明記)
- 民泊施設の平面図
(間取り、延床面積、便所、浴室、台所、洗面所の位置を明記)
- 計画説明実施報告書(様式第2号)
- 周辺説明範囲図
- 周辺説明に使用した図書

※上記の他にも追加書類が必要となる場合があります。

